

## (介護予防)訪問看護サービス 重要事項説明書

令和7年3月1日現在

あなたが(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定(介護予防)訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。  
わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。

### 1.(介護予防)訪問看護サービスを提供する事業者について

法人の名称	合同会社みのり 訪問看護ステーションみのり
代表者氏名	松原 照美
所在地	兵庫県西宮市小松東町一丁目2番9号
連絡先	TEL: 0798-43-7170 FAX: 0798-43-7170
設立年月日	令和4年7月25日

### 2.(介護予防)訪問看護サービスを提供する事業所について

事業所の名称	合同会社みのり 訪問看護ステーションみのり
指定事業所番号	2860991138
所在地	兵庫県西宮市東鳴尾町1丁目6-2-17-3
連絡先	TEL: 0798-61-5533 FAX: 0798-61-5534
管理者	松原 照美
開設年月	令和4年10月1日
通常の事業の実施地域	西宮市

### 3.指定(介護予防)訪問看護事業の目的及び運営方針

指定(介護予防)訪問看護事業の目的	利用者の意思及び人権を尊重し、利用者の立場に立った適切な(介護予防)訪問看護を提供する事を目的とします。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の意思を尊重し、心身の状況に応じた適切なサービスを提供します。</li><li>・地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。</li><li>・目的を常に明確にすると共に、目的達成のために職員の教育を行い、資質を向上させるよう努めます。</li><li>・関連情報を活用し、適切かつ有効な事業の提供を心掛けます。</li></ul>

#### 4. 営業日及び営業時間について

営業日	月～土曜日
営業時間	月～金曜日 9:00～17:30 土曜日 9:00～13:00
休業日	日曜日、12月30日から1月3日

#### 5. 従業員について

管理者	氏名 松原 照美 1名（常勤）
業務内容	利用の申し込みに係る調整、従業員の管理、事務の実施状況の把握、適正なサービス提供を行うための指示命令などを行います。

#### 職員数

常勤	非常勤	常勤換算
2名（看護師）	4名（看護師）	2.5

#### 6. (介護予防)訪問看護サービス提供の手順について

- ①居宅介護支援事業所、相談支援事業所等の担当者や医療機関を通して受け付けます。  
または、直接利用者(家族)からの事業所へのご来訪、もしくはお電話でも受け付けます。
- ②重要事項説明の後、契約を締結します。
- ③主治医から訪問看護指示書の発行を受け、主治医の指示により(介護予防)訪問看護サービスを開始します。(この際、指示書料の料金として医療機関より1通 300～900 円の請求があります。)

#### 7. (介護予防)訪問看護サービスの内容について

- ・健康管理(体温、脈拍、血圧測定などの健康状態の観察と助言)
- ・清潔の援助(入浴・シャワー浴・清拭・洗髪等)
- ・食事(栄養)及び排泄等、日常生活上のケア
- ・リハビリテーション
- ・床ずれの予防・処置
- ・終末期のケア
- ・認知症へのケア、相談
- ・療養生活や介護方法の指導、相談
- ・留置カテーテル等の管理
- ・その他、医師の指示に基づく医療処置

## 8.(介護予防)訪問看護サービス事業の担当者及び提供時間、回数について

- ①サービス内容や回数により複数の看護師等が担当する場合があります。
- ②担当の看護師等は、必要に応じ交替する事があります。
- ③担当の看護師等の交替を希望される場合は、管理者までお申し出下さい。なお看護師等の指名はできません。

提供時間	居宅サービス計画(以下、介護予防サービスを含む)に基づく時間とします。
------	-------------------------------------

提供回数	居宅サービス計画に基づく回数とします。
------	---------------------

## 9.キャンセルについて

- ①利用者がサービスを中止する際には、速やかに次の連絡先までご連絡下さい。

**連絡先 電話 (0798)61-5533**

- ②利用者のご都合でサービスを中止する場合には、出来るだけ利用日の前日までにご連絡ください。但し、利用者の急変、入院などやむを得ない事情がある場合には、キャンセル料金は不要です。担当の看護師等が訪問した際に、ご不在の場合や、サービスの中止の申し出があった場合は、キャンセル料とし 3,000円を申し受けます。

## 10.利用料について

- ①利用料、その他の費用については別紙の通りです。利用料は、利用月の月末毎に計算し、翌月に請求させていただきます。
- ②現金払いの場合は、請求書を発行しますので、内容を照合のうえ、発行月内にお支払いください。その際に領収書を発行いたします。
- ③ゆうちょ銀行またはご希望の金融機関からの口座振替の場合は、ご利用月の翌々月の27日(27日が土日祝日の場合は翌営業日)に引き落としとなります。事前に請求書を発行させていただきますので、内容照合の上、引き落とし前日迄にはご入金をお願いします。入金確認ができましたら、領収書を発行させていただきます。
- ④利用開始月など口座振替手続きが間に合わない月は、手続きが完了するまでは、現金でのお支払いをお願いしております。
- ⑤利用料、その他の費用の支払いについて、お支払い期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、契約を解除させていただいた上で、未払い分のお支払いをいただくこととなります。

## 11.秘密の保持と個人情報の保護について

### ①利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び従業員がサービスを提供する上で、知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者には漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続いたします。

### ②個人情報の保護について

事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、管理者の責任のもと、厳重な管理を行います。また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。個人情報の提供は必要最小限とし、サービス提供に係わる目的以外には利用いたしません。

#### 【使用の目的】

- ・利用に係る居宅サービス計画並びに介護サービス計画を円滑に提供するため実施されるサービス担当者会議に必要となる場合
- ・介護支援専門員等と介護サービス事業者との連絡調整上、必要となる場合
- ・サービス提供困難時の事業所間の連絡、紹介等の場合
- ・利用者に介護サービスを提供している他の介護サービス事業者と連携する場合
- ・利用者の病状に急な変化が生じた場合の主治医等への連絡の場合
- ・利用者の心身の状況などを家族に説明する場合
- ・介護保険業務に関する情報提供の場合
- ・事業所における学生への実習の場合
- ・ケースカンファレンス・研修発表等の学習の為

#### 【使用期間】

- ・サービス提供契約期間に準ずる

## 12.緊急時の対応について

- ①サービス提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行います。主治医の連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じます。
- ②前項について、しかるべき処置をした場合は、利用者が予め指定していた連絡先へ連絡を行うとともに、速やかに管理者及び主治医、介護支援専門員等、行政への報告をさせていただきます。

## 13.家族等への連絡について

事業者は、利用者へ連絡を行うのと同様の通知を、希望に応じその家族にも行います。

#### 14.禁止事項・留意事項について

(介護予防)訪問看護サービスについては、医師の指示に基づいてサービスが提供されます。サービス提供の際の事故やトラブルを避ける為、次の事項にご留意ください。

- ①看護師等は、年金の管理、金銭の貸借等の金銭の取り扱いは行えません。
- ②看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身機能維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外の業務(食事、掃除等)を行うことはできませんので、ご了承ください。
- ③看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなし等のご遠慮させていただきます。
- ④利用者の同居家族に対するサービスの提供は行えません。
- ⑤ペットを室内で飼育されている場合、訪問中はゲージ内もしくは別室での管理をお願いします。職員の安全を確保できないと判断した場合、サービスを中止する場合があります。
- ⑥見守りカメラの設置を含む職員を撮影する際は、事前にお声をかけて頂き、同意を得るようお願いいたします。
- ⑦暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。

#### 15.衛生管理

- ①看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ②事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- ③事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。  
事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置を活用して行う事ができるものとする)を概ね6ヶ月に1回開催するとともにその結果について従業員に周知徹底を図ります。

#### 16.業務継続計画の策定等について

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務快速計画)を策定し、当該業務継続計画に沿って必要な措置を講じます。
- ②従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務計画の変更を行います。

## 17.虐待・身体拘束の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

① 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 松原 照美
-------------	-----------

②虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。

③ 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備を行います。

④ 従業員に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施するなどの必要な措置を講じます。

⑤ 事業所は利用者が成年後見人制度の利用を支援します。

⑥ サービス提供中に、当事業所の従業員又は養護者(利用者の家族等、利用者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、この状況を行政に通報いたします。

⑦ 事業所は、利用者の生命または身体を保護するための緊急やむをえない場合を除き、身体拘束を行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合は、事前に十分な説明の上、利用者又は家族に同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。

## 18.サービスに関する苦情、相談窓口について

<事業所の窓口> 合同会社みのり 訪問看護ステーション みのり	所在地： 西宮市鳴尾町 4 丁目 2-30 TEL： 0798- 61-5533 FAX： 0798-61-5534 受付時間： 月～金曜日 9:00～17:30 土曜日 9:00～13:00
<市区町村の窓口> 西宮市市役所 法人指導課	所在地： 西宮市六湛寺町 10-3 TEL： 0798-35-3082 FAX： 0798-34-5465 受付時間： 月～金曜日 9:00～17:30
<公共団体の窓口> 兵庫県国民健康保険 団体連合会	所在地： 神戸市中央区三宮町1-9-1-1801 TEL： 078-332-5617 FAX： 078-332-5650 受付時間： 月～金曜日 8:45～17:15

#### 19.事故発生時の対応について

- ①事業者は、サービス提供時にあたって、事故が発生した場合は速やかに利用者の家族及び後見人等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- ②事業者の責任において、利用者の生命・身体・財産等を傷つけた場合は、その責任において利用者に対してその損害を賠償いたします。但し、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。
- ③ 事業者は、日本訪問看護財団 あんしん総合保険に加入しています。内容詳細についてお尋ねになりたい場合は、管理者までご連絡ください。

#### 18.記録の保管について

- ①事業者は、サービス提供の記録をサービス完結時から5年間保管いたします。
- ②記録の閲覧をご希望の場合は管理者までご連絡ください。

#### 19.異常気象時・災害時の営業について

事業所周辺地域に被害が予測される警報発令時や看護師等が公共交通機関の運行停止により出勤できない場合、天候により看護師等の安全が確保できないと判断した場合には、訪問業務を見合わせる事があります。また、災害発生時には被害状況により通常業務が行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や医療機関との連携、必要状況に応じ訪問を行います。

#### 20.加算に関する同意の確認

下記の加算は任意で受けていただくものです。同意を頂くと、定期的な訪問とは別に24時間を通じ、体調に不安がある場合や、急変時等には緊急時の訪問を受けてもらう事ができます。毎月1回目の訪問看護の際に加算の費用が追加されます。また訪問の時間帯により、1回の訪問料金とは別に時間帯に応じた追加料金が発生いたします。緊急時の訪問が発生しない月でも、加算に関する費用は発生いたしますので、ご了承ください。この説明を受けたうえで下記に該当する項目に○印をお願いいたします。

#### **緊急時訪問看護加算・緊急時介護予防訪問看護加算について**

{ 同意します ・ 同意しません }

#### 21.重要事項の変更について

事業者は、重要事項説明書に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに利用者及びその家族に文書において通知します。

## 22. 個人情報保護に関する方針

合同会社みのり 訪問看護ステーションみのりは、個人情報保護に関する法律を遵守して、個人の権利・利益を保護するために次のとおり個人用法保護に関する方針を定め実施しています。

- ① 個人情報は適切な取得に努めます。
- ② 個人情報の安全管理体制を整備します。万が一、漏洩、紛失、不正アクセス、破壊などの発生時は速やかに対処いたします。
- ③ 従業員への個人情報保護に関する教育を徹底します。また雇用契約時に離職後も含めて守秘義務を遵守させます。
- ④ 個人情報は利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱う事はありません。利用目的を達成するためには正確・最新の内容を保持いたします。

### 【利用の目的】

#### ・サービスの提供

当事業所におけるサービスの提供、諸記録の作成、利用者、家族への状態説明

#### ・サービス提供に関する事で、第三者への個人情報の提供を必要とする場合

連携機関(病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、介護事業所、地域包括支援センター等)へ利用者のサービス等に関する照会と回答

#### ・サービスの提供に関する事以外で以下のとおり必要がある場合

- 1)介護保険請求事務、保険者への相談・届出、照会の回答、会計経理、損害賠償保険などに係る保険会社への相談または届出等
- 2)都道府県等、外部監査機関への情報提供
- 3)サービス向上のための基礎資料、症例研究
- 4)学生等の実習・研修協力（事前に同意をいただきます）

#### ⑤ 個人情報の保護

収集した個人情報は保存方法、保存期間及び廃棄処分については、適用される法律のもとに処分します。

(付記)上記、同意しがたい旨がありましたらお申し出ください。お申し出がなければ、同意が得られたものとして取り扱わせていただきます。後から、いつでも撤回、変更する事は可能です。

#### ・ご質問やご相談は、下記担当者がお受けします。

相談窓口担当 松原 照美

合同会社みのり 訪問看護ステーションみのり 代表者氏名： 松原 照美

## (介護予防)訪問看護サービス 契約書

\_\_\_\_\_ (以下「利用者」という。)と、合同会社みのり 訪問看護ステーションみのり(以下「事業者」という。)は、事業者が行う指定(介護予防)訪問看護事業について、各々対等の立場でその内容を確認し、次の通り契約を締結します。

### 1. この契約の目的と内容について

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう、居宅サービス(以下、介護予防サービス含む)計画書に沿って、医師の指示書内容に適合した(介護予防)訪問看護サービスを提供します。

また利用者は、これらの業務遂行に必要な協力を行うとともに、利用者が負担しなければならない、法定代理受領サービスとして提供される(介護予防)訪問看護サービス費用、基準額の負担割合証に応じた割合(介護保険法第50条、第60条)その他の費用(以下「利用料等」という。)について支払います。

### 2. この契約期間について

この契約期間は契約締結時から始まり、利用者の要介護(支援)認定の有効期間満了日、または終了の意思を表示される日をもって終了するものとします。

但し、契約満了の日の7日前までに利用者から事業所に対して、契約満了の申し出がない限り、この契約は自動更新するものとします。この自動更新による契約の期間は、利用者の「次の要介護(支援)認定」の有効期間満了日までとします。

### 3. 契約内容の変更、契約の解除と自動終了について

契約内容の変更、契約の解除と自動終了の条件について、次のとおりです。

#### ◆契約内容の変更(利用料等の変更)

- ①事業者は、この契約に定める内容のうち、利用料等の変更(増額又は減額)を行おうとする場合には、重要事項説明の一部変更の文書を作成し、変更の予定日から1ヶ月以上の期間において、利用者にもその内容を通知するものとします。
- ②利用者が利用料等の変更を承諾する場合は、この契約の一部変更契約を事業者と締結します。利用者が利用料等の変更を承諾しない場合には、その旨を事業者にも文書で通知する事で、この契約を解除する事ができます。

#### ◆契約の解除

##### ①利用者から行う解除手続き

- 1) 利用者は、契約期間中に、この契約を解除しようとする場合は、事業所に対して

契約解除を希望する日の7日前までに、その旨を申し出なければなりません。

但し、利用者の急変、急な入院などのやむを得ない事情がある場合には、契約解除を希望する日の7日前以内であっても、申し出によりこの契約を解除する事ができます。

2) 次の場合、利用者は事業所に申し出を行う事により、事前申し出の期間無しに、この契約を解除することができます。

- ・事業所が正当な理由なしに(介護予防)訪問看護サービスの提供を行わない場合
- ・事業者が守秘義務に反した場合
- ・事業者が利用者やその家族に対し、社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・事業者が破産した場合
- ・その他事業者がこの契約に定める(介護予防)訪問看護サービスの提供を正常に行い得ない状況に陥った場合

## ②事業者から行う解除手続

- 1) 事業者は事業の規模の縮小、事務所の休廃止等、この契約に基づく(介護予防)訪問看護サービスの提供が困難になるなど、やむを得ない状況がある場合には、利用者に対して、この契約の解除を予定する日から1ヶ月以上の期間を置いて、利用者に解除理由を示した文書で通知する事により、この契約を解除することができます。但し、次の場合には、1ヶ月以上の事前申し出の期間なしに、この契約を解除することができます。
- 2) 利用者がこの契約に定める利用料等の支払いを2ヶ月以上遅延し、文書による利用料等の支払い勧告を行ったにもかかわらず、勧告の日から14日以内にその支払いがなかった場合。
- 3) 利用者又はその家族などが事業者や従業員に対して、故意または重大な過失により生命・身体・信用を傷つけ、又はこの契約を継続しがたいほど不信行為を行った場合。

## ◆契約の終了

次の場合、この契約は終了するものとします。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
  - ② 利用者の介護区分が自立と判断された場合
  - ③ 利用者が死亡した場合
  - ④ 利用者が事業所の通常の事業実施地域外へ転居された場合
- (状況により、継続が可能な場合もございます。ご希望がございましたらご相談下さい)

#### 4. (介護予防)訪問看護業務に関する相談、苦情について

- ① 事業者は、利用者やその家族からの相談、苦情等に対応する窓口を設置しこの契約に関する利用者の要望、苦情等に対し、利用者の立場に立って、誠実かつ迅速に対応し、改善に努めます。なお、苦情の申立てによって、利用者が不利益な対応を受ける事は一切ありません。
- ② 次の事由に該当する場合は、利用者やその家族は事業者に対し、改善及び改善結果の報告を求める事ができます。
  - 1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
  - 2) 事業者が守秘義務に反した場合
  - 3) 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

#### 5. 事業者の責務について

- ・(介護予防)訪問看護の提供内容の記録：重要事項説明書 項目 11、18 に同じ
- ・秘密の保持及び個人情報の保護：重要事項説明書 項目 11, 22に同じ
- ・賠償責任：重要事項説明書 項目17に同じ
- ・身分証明書携行義務：訪問看護師等は、常に身分証明書を携行し、初回訪問時及び利用者又はご家族から提示を求められたときには、いつでも身分証を提示します。

#### 6. 契約内容の履行と契約外事項の取り扱いについて

- ・利用者及び事業者は信義誠実の原則に基づき、この契約を履行するものとします。
- ・この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定める所を尊重し、双方が誠意を持って協議の上、定めます。

#### 7. 合意裁判管轄

この契約において、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを、利用者及び事業者はあらかじめ合意します。

## 重要事項説明・個人情報保護・契約書署名

重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
重要事項を説明した場所	

上記の内容について、「西宮市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年西宮市条例第17号)」及び「西宮市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年西宮市条例第16号)」に基づき、利用者に説明を行いました。

### 【事業者】

所在地 西宮市小松東町一丁目2-9  
名称 合同会社みのり 訪問看護ステーションみのり  
代表者 松原 照美

### 【事業所】

所在地 西宮市東鳴尾町1丁目 6-2-17-3  
名称 合同会社みのり 訪問看護ステーションみのり  
管理者 松原 照美  
説明者

私は、上記重要事項説明書並びに個人情報保護・契約内容について説明を受け、その内容に同意いたします。

### 【利用者】

住所

氏名 印

### 【代理人】

住所

氏名 印 続柄( )

### 【家族】

住所

氏名 印 続柄( )